

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成27年 1 月29日

場 所 第4委員会室



平成27年 1 月 29 日 (木曜日)

午後 2 時30分開会

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続問題について
- ・改正鳥獣保護法施行に伴う第11次鳥獣保護(管理)事業計画の変更について
- ・建設工事における指名競争入札の試行状況等について
- ・林業技術センターの取組状況について
- ・木材利用技術センターの取組状況について
- ・建設工事における指名競争入札の試行状況等について
- ・高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応状況について

出席委員 (8 人)

委員	長	内村	仁子
副委員	長	清山	知憲
委員		緒嶋	雅晃
委員		蓬原	正三
委員		丸山	裕次郎
委員		井上	紀代子
委員		重松	幸次郎
委員		前屋敷	恵美

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	徳永	三夫
環境森林部次長 (総括)	福田	裕幸
環境森林部次長 (技術担当)	森	房光
部参事兼 環境森林課長	川添	哲郎
みやぎきの森林 づくり推進室長	西山	悟
環境管理課長	上山	伸二
循環社会推進課長	神菊	憲一
自然環境課長	水垂	信一
森林経営課長	那須	幸義
山村・木材振興課長	福満	和徳
みやぎきスギ 活用推進室長	石田	良行
林業技術センター所長	河野	憲二
木材利用技術 センター所長	飯村	豊
工事検査監	下沖	誠

農政水産部

農政水産部長	緒方	文彦
農政水産部次長 (総括)	興梠	正明
農政水産部次長 (農政担当)	郡司	行敏
農政水産部次長 (水産担当)	山田	卓郎
畜産新生推進局長	中田	哲朗
部参事兼 農政企画課長	向畑	公俊
地域農業推進課長	大久津	浩
連携推進室長	戎井	靖貴
営農支援課長	後藤	俊一
農業改良対策監	児玉	良一
食の消費・ 安全推進室長	和田	括伸

農産園芸課長	日高正裕
農村計画課長	原守利
畑かん営農推進室長	甲斐康真
農村整備課長	河野善充
水産政策課長	成原淳一
漁業・資源管理室長	田原健
漁村振興課長	日向寺二郎
漁港整備対策監	川越克彦
畜産振興課長	坊園正恒
家畜防疫対策課長	久保田和弘
工事検査監	竹下裕一郎
水産試験場長	神田美喜夫
畜産試験場長	西元俊文

---

事務局職員出席者

議事課主査	松本英治
議事課主査	大山孝治

---

○内村委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付いたしました日程案のとおり行うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後2時31分休憩

---

午後2時33分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

報告事項についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終

了した後をお願いいたします。

○徳永環境森林部長 環境森林部でございます。本日はよろしくをお願いいたします。

午前中の御視察は、どうもお疲れさまでございました。

説明に入ります前に、お礼を申し上げたいと思います。森林整備加速化・林業再生事業につきましては、昨年6月議会で継続を求める意見書等、県議会の皆様にはいろいろと多数御支援と御協力をいただきましてありがとうございます。おかげをもちまして、平成26年度の補正として、交付金ということで閣議決定をされ、継続されることが見込まれております。この件につきまして、心よりお礼を申し上げたいというふうに思います。

本県への予算の配分について、今後、十分配分がなされるよう、国に対して要望してまいりたいというふうに思っております。

それから、きょう、綾中学校を視察していただきましたが、どうしても見ていただきたかったものですから、お忙しい中、押し込みまして、足早な視察となったことを申しわけなく思っております。これは、木材利用技術センターの技術が最先端をいくということで、また、後ほど所長のほうから詳しく説明がありますが、これを含めて、現在、県内の小中学校、それから市町村の調査等の相談も受けまして、今その技術指導を行っております。その進捗状況につきましては、今後また委員会のほうに御報告をさせていただきますというふうに思います。

それでは、座って説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元に配付しております委員会資料の表紙をごらんください。本日は5件の報告事項がございます。1点目の再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続問題、

2点目の改正鳥獣保護法施行に伴う第11次鳥獣保護事業計画の変更、3点目の建設工事における指名競争入札の試行状況等につきましては、それぞれの取り組み状況について御説明をいたします。

また、4点目、5点目の林業技術センター及び木材利用技術センターの取り組み状況につきましては、コンテナ苗の生産や大径材の新たな用途開発など、それぞれの機関が取り組んでいます内容について御説明をいたします。

私からは以上であります。各報告事項の詳細につきましては、それぞれの担当課長・所長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

**○川添環境森林課長** 資料の1ページをお開きください。

私のほうからは、再生可能エネルギーの接続問題について御報告いたします。

このページに記載しております内容につきましては、さきの当委員会で御報告いたしました内容と重なる箇所もございますので、要点のみ御説明いたします。

まず、1の設備認定と稼働状況であります。一番下の計の欄にありますとおり、9月末の経済産業省の認定は、件数で4万6,938件、出力で316万7,086キロワットとなっております。稼働率は11%の状況でございます。

このように、今後、特に太陽光発電に参入しようとする事業者がふえることが予想されますことから、2の接続問題の経緯についての一番上の9月24日の欄にありますように、九州電力は、新規の接続申し込み等につきまして、回答を保留すると発表したところでございます。

その後、経済産業省の審議会等において対応が協議されてきたところでございますが、下か

ら2番目の12月16日の欄にありますように、九電管内の太陽光発電につきましては、接続可能量の815万キロワットに対しまして、既に接続等がなされているものが815万キロワット、別に回答保留が1,069万キロワットあるなどの説明、検証がなされております。

このような審議の後、一番下の12月18日の欄にありますように、新エネルギー小委員会におきまして、固定価格買取制度の見直しなどを含めました具体策が提示され、先般、関係省令等の改正が行われました。

内容につきましては、次のページをごらんください。

上から4行目でございますが、(1)の新たな出力制御システムのもとでの最大限導入につきましては、年間30日を超える補償なしでの出力制御について、500キロワット未満についても対象とすること、(2)のバランスのとれた対応では、地熱・水力発電は出力制御の対象とせず、原則接続することなどや、(3)の今後の導入拡大策としましては、蓄電池の活用などを進めることとしておりまして、(4)の固定価格買取制度の見直しにつきましては、太陽光発電の調達価格の適正化などを行うこととしております。

このような国の対応を踏まえまして、12月22日の欄がございまして、九州電力は、接続申し込みの回答を順次再開すると発表しております。それは、エネルギーの種類等に応じて表のとおり条件がついておりまして、まず、太陽光発電の10キロワット以上につきましては、年間30日を超える無補償での出力制御への協力が条件でございまして、10キロワット未満につきましても、4月以降の申し込みにつきましては、同様の協力が条件となります。

一方、風力発電は接続申し込み量が、まだ可

能量に達していませんので、速やかに回答を再開するとしておりました、地熱・水力等につきましても、国の優先接続の方針を踏まえまして、回答を再開するとしております。

なお、来週の2月4日に九電さんは各事業者さんに説明会を開くということにしております。

最後に、3の本県の対応でございますが、固定価格買取制度の見直し等の情報、これは県のホームページ等でも提供しておりますが、適切に提供しながら、引き続き、導入促進を進めてまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございます。

**○水垂自然環境課長** 委員会資料の3ページをお開きください。自然環境課から、改正鳥獣保護法施行に伴う第11次鳥獣保護事業計画の変更について御説明いたします。

県では、第11次鳥獣保護事業計画により鳥獣の保護管理を行っておりますが、改正鳥獣保護法の施行に伴いまして、現在、計画の変更作業を進めております。

初めに、改正法の概要について、下の囲みの欄をごらんください。

まず、(1)の改正の目的であります。鹿やイノシシなどによる農林水産業被害が深刻化しておりますことから、捕獲の一層の促進と担手の育成を図るというものであります。

(2)の主な改正内容であります。①及び②にありますように、法の題名や計画の名称に、鳥獣の「管理」を加え、捕獲への一層の取り組みを明確にしております。ここで言う「管理」とは、ふえ過ぎた鳥獣を適正な水準にまで減少させるという意味合いでございます。

次に、③、④にありますように、有害捕獲が十分でない地域等において、県が認定事業者に委託して有害捕獲を実施できる事業が創設され

ました。

次に、⑤にありますように、これまで禁止されていまして住居集合地域等での麻醉銃による捕獲が可能となり、また、網・わなの免許取得年齢が引き下げられております。

(3)にありますように、本年5月29日に施行されます。

それでは、上のほうの1の鳥獣保護管理事業計画の概要について御説明いたします。根拠法令は鳥獣保護法の第4条でありまして、②のそれぞれの役割にありますように、国が策定する基本指針に即して、県が鳥獣保護管理事業計画を策定し、市町村や関係団体と一体となって、計画に基づく鳥獣の保護管理を実践するものです。

③の変更の理由であります。国の基本指針が12月16日に変更されたためであります。

4ページをごらんください。2の事業計画(案)の主な変更内容等についてであります。下線部を引いておりますところが変更箇所でございます。まず、計画の名称に「管理」という言葉を加えております。計画期間は、現行計画と同じであります。

次に、有害鳥獣捕獲の許可対象者につきましては、認定鳥獣捕獲等事業者を追加し、有害鳥獣捕獲を強化したいと考えております。

次に、鳥獣の適正管理につきましては、これまでの特定鳥獣保護管理計画にかわり、第2種特定鳥獣管理計画を策定し、引き続き、鹿、イノシシの狩猟期間の延長等を行い、捕獲を促進することとしております。

その下の鳥獣保護区等の面積等は変更ありません。

最後に、3の計画策定のスケジュールであります。これまで、県猟友会や市町村等と意見

交換を行い、計画案の策定を進めてまいりました。今後は、宮崎県自然環境保全審議会の各委員やパブリックコメントによる県民の意見を踏まえて計画を策定し、5月29日に施行したいと考えております。説明は以上でございます。

続きまして、5ページをごらんください。建設工事における指名競争入札の試行状況等についてであります。

昨年度から指名競争を試行しておりますが、今年度は、指名される企業の多様化を図るため、試行方法に改善を加えて行っております。今年度分の12月までの結果について御説明いたします。

まず、1の試行件数であります。今年度は、12月末までに3,000万円未満の対象工事753件のうち約3割に当たる223件の指名通知を行い、うち188件契約しております。今年度は通年で試行しておりますので、第2四半期から施行した昨年度に比べますと、試行件数が約2割増加しております。

通知件数と契約件数の差35件の内訳につきましては、その下の表にありますとおり、見積もり期間中11件、事後審査中1件、入札不調13件、不落10件でございます。

次に、2の検証状況等についてであります。平均落札率等は一般競争入札と同水準であり、また、工事現場に近い企業が受注する割合が高いなど、昨年度とほぼ同じ傾向でありまして、公平性・透明性に係る問題も認められておりません。加えまして、今年度の改善事項であります指名される企業の多様化につきましては、指名された企業の割合が増加しており、一定の効果が認められます。

また、指名された企業を対象に行ったアンケートでは、予定価格3,000万円未満の工事につい

て、76.9%の企業が併用または単独での指名競争入札の実施を希望しております。

表をごらんください。この表は、平成26年度と25年度の検証項目の数値を比較したもので、表の下の米印にありますように、各項目で最も高い、または低い数値に着色しております。全体的に見ますと、着色した部分の配列は昨年度とほぼ同じという結果でございます。

上から順に項目ごとに説明いたします。

①の平均落札率は、いずれの方式も25年度より数値が下がっており、3つの方式の水準は、ほぼ同じという結果になっております。

②の平均応札者数は、いずれも25年度より数値が上がっており、特に、価格競争の応札者が増加しております。

③の最低制限価格付近の割合は、指名競争が25年度より12.3ポイント上がっております。これは、今年度は、発注が比較的少ない第1四半期から試行したことから、競争原理がより働いたためと考えております。

④の入札手続期間は、指名競争は30.5日と昨年度より4.6日短縮されております。

⑤の工事現場に近接する企業の受注割合では、土木、建築、ほ装、とび・土工、いずれとも指名競争が最も高くなっております。

⑥の入札不調・不落の発生割合では、指名競争は10.9%と25年度とほぼ同じ水準です。

⑦の工事成績評定点は、3方式とも25年度とほぼ同じです。

⑧の指名された企業の割合は、今年度は指名選定基準の見直しを行い、指名される企業の多様化を図った結果、4.7ポイント上昇しております。

⑨の非指名理由の説明要求件数は、今年度はありませんでした。

⑩の今後の入札方式に係る希望は、指名された企業626社にアンケートを行いまして、今後の3,000万円未満の工事の望ましい入札方式を尋ねましたところ、76.9%の企業が、併用または単独での指名競争入札の実施を希望しております。

6ページのほうはデータの詳細でございますが、説明は割愛させていただきます。

最後に、今後の方針についてであります、引き続き、試行結果の検証に努めますとともに、関係団体との十分な意見交換を行いまして、2月の定例県議会におきまして御報告いたしたいと考えております。説明は以上でございます。

**○河野林業技術センター所長** 委員会資料の7ページをお開きください。林業技術センターの取り組み状況についてでございます。

当センターが取り組んでおります研究課題の中から、2つの課題について紹介をさせていただきます。

まず、Mスターコンテナ苗の生産と低コスト造林技術の開発についてであります。

現状及び課題にありますように、当センターでは、造林経費の低コスト化を図るために、独自にコンテナ苗の養成方法を考案してまいりまして、Mスターコンテナと名づけまして、これまで技術移転を進めてまいりました。この結果、出荷が始まりました平成22年の出荷量は4,000本でしたが、昨年は12万本となりまして、これまで順調に伸びてきているところでございます。

しかし、その一方で、通常の裸苗を含めました苗木全体の需給を見ますと、造林面積の増加に伴いまして、絶対数の不足という問題が顕在化してきております。生産体制の整備が急務となっておりますので、当センターでは、引き続き、量産する方法などについて研究を進めてい

るところでございます。

次に、取り組みの概要の①でございますけれども、コンテナ苗の技術移転ですが、広く普及させるために、育苗のポイントをわかりやすく解説したマニュアルを作成しまして、講習会などを通じて苗木生産業者に配布しているほか、新規参入を促すために、意欲のある林家や林研グループ、それから森林組合に対して、育苗の技術、それから採穂園の整備などの指導を行っております。

ここに、Mスターコンテナの特徴ということを書いておりますけれども、まず、施設栽培でございますので、狭い面積で効率的に大量生産ができることや、苗畑での栽培に比べまして本数管理が簡単であると、それから出荷作業が容易に行えるというようなメリットがございます。また、堀取作業がないために根を傷めません。通年植栽に対応した出荷ができるということがございます。さらに、杉以外の針葉樹、広葉樹を問わず、いろんな樹種に応用が可能であるというようなことが挙げられます。

それから、②の取り組みですけれども、コンテナ苗の一番のメリットは、何といたっても年間を通じて植栽が可能なことなので、このメリットをどう生かして低コスト化につなげていくのか、きちんとした実証をする必要がございます。具体的には、伐採、搬出から地ごしらえ、苗木の運搬から植えつけに至る一連の作業を、できるだけ時間をあけずに一貫作業としてシステム化しまして、伐出作業で使う機械と人間で、地ごしらえから苗木運搬、植えつけまでやってしまう、こういった取り組みでどれくらいコストカットができるかということや、苗木の大きさによって違ってまいります下刈り経費の削減の効果、こういったことについて、現在、データ

を蓄積しているところがございます。

次に、今後の取り組みについてですが、先ほど申しましたように、今、苗木不足の解消と低コスト造林をどう進めていくかというのが課題となっておりますので、量産化する方策の一つとして、通常の規格よりも、より小型の苗を山行苗として使用した場合、果たしてどうなのかというふうな成長面での評価も必要でございますし、通年出荷に応じた最適な出荷スケジュール、さらには下刈り期間の短縮を狙った大型苗、それから抵抗性松のクローン苗の育成の技術、こういったことについて研究を進めながら、引き続き、きめ細かな指導によりまして技術移転を行いながら、供給体制の確立につなげてまいりたいと思っております。

次に、右側の8ページをごらんください。森林GISを活用した森林管理技術の開発でございます。

まず、現状及び課題であります。今、民有人工林の7割が伐採の時期を迎えております。今後、将来にわたって森林を健全に維持し、これを持続的に利用していくためには、GISを活用した森林機能の明確化や、森林の持つポテンシャルの正しい把握など、適性管理に必要な技術の開発が課題となっております。

次に、取り組みの概要であります。まず、①の長伐期施業導入可能林のゾーニングについてです。長伐期施業を導入するのに適した場所はどこかということを探るわけですが、ここでは逆に、リスク因子として各種要因について検討を行いまして、これに該当する森林を導入不適地として除いていきます。こうして、残ったところを導入に適した森林としてゾーニングをいたします。

ここでは、検討したリスク要因の例を3つ挙

げております。まず、1つは気象災害ですが、左の図でございます。過去の台風の被害地情報をGISに取り込みまして、斜面方位の違いによって風害の発生しやすいリスクとして、ここで検討しております。

それからまた2つ目ですけれども、伐出条件につきましては、真ん中の図ですが、道路から200メートル以上離れますと、採算的には厳しくなりますので、その部分を紫色で着色しております。

それから、3つ目の作業条件につきましては、右の図になりますが、地形データから算出した斜面の傾斜情報をもとに、35度以上の急傾斜のところを赤い色で着色しております。

このほかにも、土砂災害のおそれのある区域や林地の生産力の低いところなど、そういったリスク情報を加えまして、最終的な不適地として抽出することとしております。

現在、作業中でございますけれども、今の杉、ヒノキの人工林の大体3分の1程度が、長伐期施業には不向きというような結果になるのではないかというふうには思っております。

続きまして、②のGISによる木質バイオマス発生量等の把握の取り組みについてでございます。木質バイオマスの発生量及び利用可能量につきましては、平成22年に推計をしておりますが、それから5年を経過してございまして、今回、最新の伐採データや路網などのデータをもとに、林地残材の発生量と搬出可能量の推計に取り組んでおります。現在、伐採に関する各種データと路網のデータ、デジタル化を進めてございまして、本年度中には、その結果を取りまとめる予定でございます。

今後の取り組みとして書いてありますが、これまで図面とか写真の紙ベースのデータに加え

まして、人工衛星データを活用した森林境界の判定ですとか適地適木の判定、また、新しいところでは、航空レーザーのデータから樹高、直径、本数を読み取りまして、より精度の高い資源情報に基づいたゾーニングに生かす方法などを探ってまいりたいと考えております。

林業技術センターからは、以上でございます。

**○飯村木材利用技術センター所長** 木材利用技術センターです。2件について取り組み状況を報告させていただきます。

まず、資料の9ページの大規模木造建築物の建築推進についてであります。先ほど視察していただきましたように、綾町立綾中学校校舎改築工事を例にして説明させていただきます。

まず、(1)の現状及び課題であります。平成22年に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が施行されましたが、大規模木造建築物では建築基準法の規定により、構造計算やJAS規格製品が要求されます。しかし、県内では、大断面集成材をほとんど生産していないことなどによって、加工や施工等は県外メーカー等に頼らざるを得ない状況にありました。このため、県内で製作可能なJAS製品・集成材で建築できる設計や構造及び市販の接合金物を使用できる工法の開発等が求められておりました。

このようなことから、当センターでは(2)の取り組みの概要にありますように、平成25年度に木構造相談室を新たに設け、公共建築物等の木造化を推進することとしました。

綾中学校の改築に当たりましては、綾町から依頼があり、構想段階から技術支援等を行いました。通常3,000平米を超える校舎は、建築基準法上、耐火構造物となり、鉄筋コンクリート造となるところを、建築基準法に耐火構造を複合

させた別棟解釈という条項があることに着目し、中央の校舎を鉄筋コンクリート造、木造部分その他の建築物とすることで木造化が実現できました。

次に、建築コストを鉄筋コンクリート造と同等にするために、当センターと全国的にも高いレベルにあります県内の木材加工業、プレカット工場が当初から連携した結果、壁をユニット化することなどが可能となり、コストの大幅削減と工期短縮に成功しました。

以上のことによりまして、柱やはり桁に県内で製造されているJAS製品が使用できるとともに、設計や加工、施工の全てにおいて県内の事業者ができるようになりつつあります。

なお、事業費は、写真の右側にありますように約6億5,000万円で、1平米あたりは約20万円になります。また、木材使用量は約480立米であります。

最後に、(3)の今後の取り組みであります。綾中学校の改築が話題となり、視察者も多いことなどから、当センターへの木造化に対する相談等が増加しているところであります。現時点で小林市の議会棟など6施設の木造化が決定しており、コスト低減方法などによって技術支援をしているところであります。また、10施設について木造化の相談を受けております。

今後も、ホームページやメールマガジン等により、市町村等の林業や建築、教育、福祉関係者等に対して、県内の技術を結集すれば、鉄筋コンクリート造と同等のコストで木造化が可能であることを幅広くPRすることで、木造化を推進していくこととしております。

次に、右側のページ、大径材の新たな用途開発についてであります。

まず、(1)の現状及び課題であります。本

県の杉生産量が150万立方を超えた中で、市場流通材の1割強が用途・製材技術が確立されていない大径材（直径36センチ上）が占めておりまして、林業を再生する上で大きな不安材料となっております。

大径材は、今後、集成材や合板、CLT等の板材として活用が見込まれておりますものの、山元に利益を還元し林業の経営意欲を向上させていく上では、より付加価値の高い建築資材（無垢材）としての活用の道を切り開くことが極めて大切となっております。

以上のことから、(2)の取り組みの概要にありますように、大径化した杉材は、下の図に示しましたように、強度の弱い芯を外した構造材、いわゆる心去り構造材を製品化することができます。しかし、心去り構造材の製品化には、製材に適する原木基準や木取り方法、反りや狂いを軽減できる乾燥技術、あるいは強度性能データの整備等が重要であります。

このため、宮崎県木材協同組合連合会からの依頼を受けて、平成23年度から国の調査事業等を活用し、心去り一般構造材（柱・平角）の製品開発等に連合会や関連業界と一体となって取り組んでいるところであります。

また、当センターで独自に、杉心去り部材の長期性能評価や大径材等の地域特性に関する研究を実施しています。これらの調査研究で、大径材の強度・性能データや乾燥方法等について、一定の成果を得ることができています。

平成26年度におきましては、昨年度に開発しました心去り平角材（無垢）の継ぎ手技術を活用した長スパン張弦梁（8.19メートル）を、大型木造施設や混構造施設——鉄骨造との混構造に活用するために設計図書等の整備や、新たな大型家具の天板、これは炭素繊維との複合材の

開発等にも取り組んでいるところであります。

(3)の今後の取り組みにつきましては、心去り構造材は、強度があり色や艶もよいものの、新たな商品でありますので、需要を拡大するには本県だけでは限界がありますことから、南九州4県を初め全国的に取り組む時期に至っております。また、国も本県がリードすることを期待しています。

このため、宮崎県木材協同組合連合会と連携しまして、全国組織の設立を働きかけ、各県が強度・性能データの整備等を進めることによりまして、国に心去り構造材の性能基準等の策定を促すこととしております。報告は以上でございます。

**○内村委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

**○丸山委員** 改正鳥獣法についてお伺いします。

この3ページにありますとおり、新しく指定管理捕獲事業者を県が指定すると。どういう方を、どういうものを指定するのかというのと、それについて、県がその地域を指定して駆除できますよということになっているみたいですが、有害鳥獣が十分でないという地域とは、どういう意味なのか。そこをもう少し教えていただくとありがたいのですが。

**○水垂自然環境課長** 新しくできました指定管理鳥獣捕獲等事業でございますけれども、これまで県の猟友会とも意見交換しまして、先ほど説明しました④の認定事業者制度というのが、これは県が行う事業と認定事業者制度はほぼセットみたいな感じでございます。県猟友会との意見交換もあるんですが、今時点で考えておりますのは、本県の場合は、26市町村全てに有害鳥獣対策協議会が設置されておまして、猟友会を主体とした有害捕獲が有効に機能して

いるというふうに判断しております。

また、県猟友会との意見交換を通じて出された意見としましては、事業の実施そのものについて、県猟友会、非常に慎重な意見がございます。主なものとしましては、今言いました全ての市町村で捕獲体制がとられておるということ、それから2つ目が、地域外の事業者が入ってきたら安全面で非常に問題があること、そして3つ目として、新しい認定事業者の従事者が県内のもう既にある捕獲班員から引き抜かれるんじゃないかということから、担い手や捕獲頭数の増加にはつながっていかないんじゃないかなという意見がございます。県としましては、この事業の実施については、今後も引き続き、県の猟友会と意見交換をしながら慎重に検討を進めてまいりたいというふうに考えておりました。今議員のほうから質問がありました、どの地域でといったことまでは、もうちょっと先の検討になるかなというふうに考えております。

**○丸山委員** 我々が現場で聞いているのは、鳥獣捕獲をしてもらっている猟師の方々が高齢化で少なくなってきた、あと5年すると、鳥獣被害を防ぐ、こういう担い手もつといなくなるから大変になりますよねという話を聞いているものですから、それに向けて、改めて国も法改正して、どうにか手を打とうかなという雰囲気なんですけれども、市町村の猟友会とすると、まだあんまりしないでもいいよ、自分たちでやれるよというふうに認識しているというふうなことでいいんですか。

**○水垂自然環境課長** ただいま説明しましたような状況がございます。非常に慎重な意見が多いということがございます。これは、それぞれの各地区に猟友会の支部がございますが、それぞれの支部の考え方も同じような意向でござ

います。

**○丸山委員** 被害に遭っているのは林家なり農家だというふうに思っているものですから、その意見は聞いたことはないんでしょうか。もう少し捕獲なり駆除してほしいよねという意見が非常に強いと我々は認識しているものですから、その乖離が少しあり過ぎるんじゃないかなと感じたものですから。

**○水垂自然環境課長** 被害に遭われた農林家さんとは、直接はお話はしておりませんが、市町村の担当者がそれぞれの地域の実情を把握しておりますので、市町村の担当者とは意見交換をしております。事業内容の照会はあるんですけども、今の時点で市町村のほうからは特に意見等、これに対して賛成だ反対だといったような声は、まだ聞かれておりません。

**○丸山委員** あと、九州各県内ではどういう動きをされているのか。ほかの、例えば鹿児島とか熊本、大分、隣県ですけれども、そこがこういう指定を前向きに取り組んでいって、そっちの地域はどんどん駆除が進むよね、宮崎はおくれるよねということがあったらいけないかなと思っているんですが、その辺はどうなっているんでしょうか。

**○水垂自然環境課長** この事業内容につきまして、\*林野庁がより細かい基準を示したのが、つい最近のことでございますので、本県もそうなんです。九州のどの県におきましても、今現在検討中であるということです。

**○丸山委員** 最後に要望しますけれども、基本的には地元の林家なり農家が非常にこの鳥獣被害で苦しんでいるものですから、それに十二分に対応できるような体制で、法改正してもらったというのが、本当に前向きに管理ということ。

※11ページに発言訂正あり

先ほど言ったようにふえている、それを減らしていこうということを明確に出してもらっているのに、何かこれ実際は、我々イメージ的には県が事業主体として予算確保して、どっかの地域を一気にがっとなり鹿なりイノシシを減らすんだぞという大きな目標があるのに、県は動かないよというふうに今の説明だとなってしまうものですから。現場にすると、もうちょっと鳥獣被害を減らしてほしいという要望が強いというふうに思っておりますので、法改正をしたことによって、これをうまく使ってほしいなということをお願いしておきます。

**○水垂自然環境課長** 関係団体、それから、市町村との意見交換を今後も続けるつもりでございまして、いずれにしましても、今回の法改正が適正管理ということで、捕獲を充実するんだという法改正の趣旨がございまして、その法改正の趣旨を十分に生かせるように、今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、私、さっき林野庁と言いましたが、法の所管は環境省でございまして。済みません。

**○蓬原委員** 関連して。この改正には入っていないと思うんですが、猟銃を使える時間帯というのはこれで決められているんですよね。わなは24時間でしょうけれども、これは何時から何時までなんですか。

**○水垂自然環境課長** 銃を使用できる時間は、日の出から日の入りまでということでございまして。今回の法改正の中で夜間でも銃を撃つといいよというようなのができましたが、それはあくまでも、ここで上げております指定管理鳥獣捕獲等事業で県が認定事業者に委託して実施するとき、夜間、何時から何時までというのを、その事業者とお互いに話し合いながら、県で認定するというか、そういう取り決めを行っ

た上で夜間の発砲を許可するというものでございまして、通常は日の出から日の入りまでということでございます。

**○蓬原委員** それで、私も地元の猟友会の方と、この前ずっと話をしまして、要は有害鳥獣、鳥は夜は飛びませんけれども、こういうイノシシとか、いわゆる深夜徘徊だということなんです。ということは、昼間じゃなくて夜のほうが捕獲の確率が高いんだということで、夜の捕獲ができるのもっと効率が上がるんですがと。実際そうなんだそうです。それで今聞きました。そしたら、認定事業者であれば、その事業者に限ってできるということですね。もう一回、確認。

**○水垂自然環境課長** 認定された事業者が夜間もやりたいということで、なおかつ県が事業を委託しますので、事業者と県との話し合いの中で、県もいいでしょうということであれば夜間でもできます。

ただ、今おっしゃいましたように、夜間は目が光って撃ちやすいとかいう声も聞きますけれども、現在、昼間でも、やはり銃による人身事故が発生しているような状況でございまして、夜だから事故が発生しないというのは考えられず、猟友会の意見としましては、かえって危ないんじゃないかなという声もあります。

**○蓬原委員** そういう声もあるんでしょうけれども、例えばスコープが、赤外線か何かでよく見るとかいう、非常に今は技術というか、銃の開発も進んでいるとかそういうこともあるということなんです。その事業者に移りますけれども、その事業者というのはどういうのを事業者というのか。例えばNPOとか、何かそういう形をつくらないといけないんですか。

**○水垂自然環境課長** 認定事業者になるための

必要な要件というのが幾つかありますけれども、まず、法人として捕獲の実績があること、それから雇用関係がしっかりしていること、それから、例えば、鹿とかイノシシで猟銃を使う場合は、原則10名以上のまとまりがないといけないといったこと、それから国が安全管理講習とか技能講習を今後行っていきますけれども、そういった講習を受けなければいけない、いろんな要件がございまして、それらの要件を満たす事業者であれば許可するということになります。

○蓬原委員 今、雇用という話が出ましたけれども、鳥害獣の捕獲を業とする事業者ということになるんですか。

○水垂自然環境課長 法人として捕獲に従事するという、NPO法人でもいいんですけども、そういった団体ということ想定しております。

○蓬原委員 そういう考えを持っている人もいたんです。それで、夜の時間帯にまた戻りますけれども、その認定を受けた事業者の場合、何時から何時ぐらいまでか、あるいはどういう期間なのか、地域限定なのか、四六時中なのか、そのあたりは、その構想ではどうなっているんですか。

○水垂自然環境課長 現時点では仮のお話なんですけれども、県が委託してということになりますと、具体的にはどこの区域、そして夜間猟銃にしても何時から何時までというのを具体的に決めた上で、なおかつ、その事業をやるときは捕獲目標というのを立てて、計画をつくって、それが計画どおりにいっているかどうかといったのも、また検証しないといけないというようなこともありますので、そういったことは、現時点ではまだ何も定めてはおりませんけれども、仮に猟友会との意見調整ができて、じゃあやろうかということになりましたら、具体的な

話を進めてまいりたいということになります。

○蓬原委員 最後に確認です。今の時点では、NPO等の事業体を、県として存在を認めて委託するということまでの考えは、まだ意見聴取の段階であるということですね。

○水垂自然環境課長 今後とも引き続きまして、県の猟友会とか市町村とか、そういった意見を伺いながら、この委託事業をやるかどうか、検討を進めてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 再生可能エネルギー、太陽光発電は、1ページでは接続可能量と、現在も接続済み、承諾済みということからすると、もうほとんど太陽光発電については、新たな承諾をふやすということは考えられないということですか。

○川添環境森林課長 今、緒嶋委員のおっしゃった1ページのこの表のところ、下のほうの表を見ていらっしゃってだと思んですが、九電としては、接続可能量としてはもう2万くらいしなくて、実情ないということなんですけれども、接続はできるんです。ただ、30日を超えての報酬、いわゆる買い取りませんよという期間で。だから接続はできるんですが、その収支上、買い取ってもらえない時間が長くなるということ、そういうふうに理解といたしますか、そのように説明させてください。

○緒嶋委員 であれば、接続は、まだできるわけですね。ただ、無償というか、ただの期間もふえますということで、実質的には余り、今これは、それではふえないという方向にはいくわけですね。

○川添環境森林課長 表上、10キロワット以上、10キロワット未満というふうに分けていますけれども、10キロワット以上になると売電を目的にされている方が多いと思います。売電の方々は収支計画がなかなかつかないということ

で、接続契約まで持っていかれる方は少なくなるのかなというふうに思われます。

○緒嶋委員 それが、もう4月以前に承諾済みの人は大丈夫ということですね。

○川添環境森林課長 10キロワット未満につきましては、九電は3月31日の申し込みまでは、今までどおり接続しますというふうに言っております。

○緒嶋委員 今後、太陽光発電の普及というのは、ちょっとブレーキがかかるかなという気がいたします。

いいですか。次、建設工事における指名競争入札試行を2年間やられたわけですが、この結果は、1年目、2年目、そう大きな変化というか、形の動きは余りなかったということですが、2年間されて、問題は2月議会ではと言われましたが、もうその2月議会では、これを試行のままで終わるのか、本格的にこれを運用するということになるのかの結論を出すということの理解でいいですか。

○水垂自然環境課長 関係団体との意見交換を十分に行うとともに、今回の試行結果の検証も行いまして、2月議会では、今後どうするのかという方針を決定するというので、公共3部の中で進めてまいります。

○緒嶋委員 いずれにしても決定はしないといけないが、その決定という意味が、はっきりした方針を打ち出すということじゃないと、試行は決定にはならないと思うんです。だから、やるかやらんかを決めるということが、2月議会では報告しますよというふうに私は理解するんですが、それでいいですか。

○水垂自然環境課長 委員のおっしゃるとおりでよろしいかと思えます。

○緒嶋委員 わかりました。

それと、木材利用技術センター、きょう綾中学校を見せていただきまして、前田町長さんの英断もあったんだろうと思います。それだけ、綾町は環境を十分に重視した町政も行われておりますので、綾町にふさわしい中学校ができたというふうに理解しておるわけですが、問題は、やはり大径材、CLTを含めて、宮崎県がそういう意味でのパイオニアにならないかんと思うとですね、あらゆる意味で。日本一の杉生産が、もう24年目に向かおうとしているわけですから。そうなりますと、CLTを含めて、今後の見通しというか、宮崎県が——中国木材の進出もあるわけですが、今はもう進んでおりますが、そういうことを含めた場合に、そういうもののCLTを含めて、大径材の心去り材を中心とするものも含めて、そのパイオニアになり得るかどうかということでは、所長はそのあたりをどのように考えておられますか。

○飯村木材利用技術センター所長 パイオニアであることは、県外の研究者初め認めるところで、逆に責任が重いという場面にかかわってます。それに対して大きな流れができたのは、林野庁さんから、いろんな都道府県が大径材についてチャレンジしているけれども、今、全ての面で宮崎は一步進んでいるので、その進んでいる技術を公開してくれないか。その公開した中でオープンイノベーションということを言っているんですけれども、他の都道府県の研究機関がやっていることと一体化すれば、大径材の標準化というのは、ダブルスタンダードじゃなくて、やっぱりシングルスタンダードにしたほうがいいという、その動きが今年度、あと1月、2月、3月ぐらいで、そのまとまった結果を2月16日に都道府県会館で公表しなさいということになりまして、かなりの都道府県の関係者、研究者が

集まってくれそうなんです。

聞いたところによりますと、やってみたくれども、できないというんです。乾燥設備が十分でない。ところが、宮崎は一通り乾燥設備がありますので、中温高温も含めて。それと、適材としての大径材が用意できない。これから来るであろうということでみんな心配しているんだけど、宮崎はその最前線にいるということで、林野庁さんもおっしゃっているように、宮崎データを標準化すべきだという、それに、今、県木連と一緒にやってみようという、具体的に27年度の林野庁さんの事業に、多分採択されると思います。その際は九州4県を中心にまとめて、なおかつ全国にという、その流れになると思います。

それともう一つ、どう用途を考えていくかという、委員からもたびたびCLTの今後のことについて質問いただき、センターとして、昨年度に勉強会を開こうということで、県内のメーカーさん、あるいは設計事務所さん含めて、興味のあるところを集めて、ワーキング活動が大分進みまして、最近では委員会で意見を交換するだけでは十分でないということで、実際に皆さん自身でCLTの物件を調査に行ってます。

その調査した結果、残念なこともあるんですが、今のところ、輸入外材のほうが早いんです。その輸入外材というのがある程度できるということで、それが基準となって、今までは国産ということだけだったので、市場価格がはっきり見えなかったんです。それは外材と比べて高いということで、今、銘建工業だとか、生産設備を整えるところはあることはあるんですけども、それはそれとして、やっぱりリーダーとしての宮崎は、もどきでもいいから、今ある生産設備でCLTをつくってみようという。ありが

たい話に、日向の仮設住宅、そのプランに県土整備部さんのほうも賛成してくれまして、CLTもどきでもいいから、設計を起こして、価格を出してやってみようではないかという流れになってきたんです。

今のCLTの動きを見ますと、ロードマップで3年かかるんです。JASの制定だとか、あるいは国交省が、耐火を含めていろんな許認可が出てきますので、それは待ってられないということもあって、そのワーキングを核として、県土整備部さんも入って、図面を起こし、物をつくってやってみようという、それを今、木利センターの内部に事務局をつくって進めているところです。委員から質問が必ずあると思ってましたから、ある度に、進んだことは、これから報告できると思います。

**○緒嶋委員** 意欲もわかりました。これは建築基準法とか消防法とか、クリアしなきゃならぬものもいろいろあると思いますけれども、やはり、国産材、県産材で外材等に太刀打ちできるようなものの中で、これが前に進むのが理想だと思いますので、所長の今の熱意を持続しながら頑張ってください。

**○飯村木材利用技術センター所長** ぜひ、応援もお願いします。

**○蓬原委員** 今、文科省が、児童数の減少によって、各小中学校の統廃合を打ち出してきました。きょうの宮日ですけども、県内でも百何十校がその対象になるということで、例えば旧北郷町、小学校、中学校を一緒にしました。これは保育園まで一緒にして、幼保、小中一緒にしまして、反対運動もあったんだそうですが、一つの学校にして、新しく学校をつくっているわけです。ということは、この統廃合によって、旧の学校では非常に使い勝手が悪いので、どっか

の1カ所に集めて、小学校、中学校を一緒にするとかそういうことになるということは、この綾中学校をモデルにした学校が、これからできるであろうということはかなり予測されますので、そこを確立されて、そちらにどんどん使っていただくと、まさしく先進地になっていくんじゃないかなと思うんで、ぜひ頑張ってください、我々も応援しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

**○飯村木材利用技術センター所長** おっしゃるとおり、北郷の幼稚園、小学校の統廃合の問題はセンターに情報が入ってまして、その情報から出向き、相談に応じる形で今進められています。どういう形で、綾中もあるけれども、もう少し幼稚園、小学校の小ぶりのものを、低コストで高品質なものをどうつくるかという。ですから、きょうごらんいただいて、綾中はやっぱり中学校としてのモデルであり、規模の小さい中で、それなりにどこでもできる、コピーが全県に普及するような——それは今、木構造相談室が機能してきまして、きょうも来てますけれども、下温湯副部長が非常に頑張っているんです。そういう意味で、串間の方も見えました。もうセンターに来たら、つかまったとはいいませんけれども、一緒にやろうという形を今とってますので、綾中の波及効果は大きいと思います。

**○内村委員長** ほかにありませんか。

**○丸山委員** 関連してなんですけれども、小林でもここに書いてあるとおり、木造でいろいろやっていきたいということが出ているんです。その中でちょっと問題といいますか課題になっているのが、小林市内の木材製造で、JAS法に適合した工場が一個もないというようなことで、絵に描いた餅になるんじゃないかという話もあるものですから、今後、このJAS法をと

りやすくするような、各木材製造業の方々にも何か話し合いとかをしていただくような機会は今持っていたいただいているのか。逆に、それを小林のほうではなかなかそういう木材、認定業種がないというふうに聞いているものですから、どうやって広げていけばいいのかなってというのも、少し教えていただくとありがたいかなと思っているんですけども。

**○飯村木材利用技術センター所長** 今センターで考えている方法は大きく2つです。一つは、計画の段階で、やはり綾中と同じに、近くの市から出る可能性はありますけれども、その工場を利用して格づけをしていく。

もう一つは、この際、みずからも今の工場のJAS化を、間に合うから、全量とは言わないけれども、やっぱりできる範囲内で将来のモデルになるようなものを目指すべきではないか。ですから、綾町の場合も、県外で集成材をつくったものもあります。ですけども、それを県内化するというので、やはり次へつながったわけです。そういう意味では、大型案件は、やはり地域だけではできないという量になりますので、そういう地域外からの融通と、その地域でやっていくという、その2本立てが私は一番大事だと思います。

**○丸山委員** このJAS法を取っても、後が、公共工事が続かなければ、取っただけであって、これ1回で終わりというのがあって、なかなか取っても意味がないようですよというような話を聞くものですから、その辺は、実態はどのように思っていらっしゃるんでしょうか。

**○飯村木材利用技術センター所長** やはり格づけ量が、生産者からすると高いということ言ってるんです。その高いということをよく調べていくと、やっぱり量が伴わないということなん

です。

例えば、住宅の場合に、全てJAS材じゃなくてもいいということがまだありますので、非住宅でカバーできる量が需要量としてあるかどうか。ただ、今、あっちこっちで、木造化が公共施設は進んでいますので、小林市は多分これだけじゃないと思うんです。いろんな形で木造化を進めていくということになると、そのベースカーゴがあって、将来の拡張性を見据えた計画が多分出てくると思うんです。

そうすると、小林ができて、近在の市町村さんのほうも一緒にやっ払いこうというその連鎖が始まれば、それこそ大径材の需要にもつながるし、またそうしていかなくちやいけない。なぜそんなことを言うかという、綾町は鉄骨だとかRCに勝ったんです。ですから、やり方によってはコストを下げても工期が短くなるという、他に建てるということじゃなくて、やり方自体を県で蓄積したということが大きいと思います。

○内村委員長 よろしいですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 では、その他で何かありませんか。

○前屋敷委員 今、松枯れがまた一段と目立つようになって、そして赤江浜あたりが、ちょっと植栽をされているというので、私も見に行ったところで、かなり苗木が植えてあって、松だけじゃなくて、広葉樹など、いろんな生育の早いそういうものも植栽されてる状況でした。しかし、まだまだ松枯れがずっと広がっている状況があって、これは、やっぱり集中した対応が、また求められているんじゃないかなというふうに思ったところなんですけれども。

先ほど御説明いただいたこの苗木不足の解消で、マツノザイセンチュウの抵抗性の松の苗は

非常に高いという話も聞いてたんですけれども、ここでかなり量的にも苗が生産されたりしていて、やっぱり強い松を植えていくというのも、この先何十年もかかる、育つためには必要なんですけれども。ですから、方向性としては、その松枯れの対策とあわせて育苗、苗木をどういうふうにも活用させていくかという点での方向性があればちょっと聞かせていただければと思いますけれども。

○那須森林経営課長 現在、抵抗性松は高いというふうにおっしゃいましたけれども、やはり、裸苗、露地物で1本700円程度するという状況にあります。今、県内で、25年度の実績で3万7,000本ほど出荷をしております。それで、この抵抗性松についても、枯れたり枯れなかったりということで需要が不安定ですので、なかなか大量生産というところは非常に難しいかとは思いますが、昨今、松枯れも続いておりますし、こちらのほうにも生産を重点的にやっていきたいというふうには考えております。

○河野林業技術センター所長 先ほどの抵抗性松のクローン苗の育成の話、私お話ししましたけれども、実は、今までの抵抗性松は種で養成してたんです。ですから、抵抗性の強いやつを種でふやしまして、ザイセンチュウをスポイトでつけまして、生き残ったものを出荷してたんですけれども、やっぱり種でやりますと、それぞれ個体で抵抗性の度合いというのが違います。ですから、今やっていますのは、その中から挿し木でふやしやすいやつ、なおかつ抵抗性のやつを挿し木でクローンの苗を生産していると。今、高鍋の採穂園のほうに600本ほど母樹を育てまして、そこから採穂しながらふやしているという状況でして、これが、昨年度まで母樹林の造成をしまして、25年度で1万本ほど苗木と

して出荷できるような状態までなってきた。  
今後ふえていくかと思っております。

**○前屋敷委員** やっぱり松枯れ対策は、本当にそのときそのときに手を打っていかないとどうしても広がってしまって、宮崎の白砂青松の松が台なしになってしまうという点では、抵抗性松だけを活用するというんじゃなくて、やっぱり一定の松も使いながら、松枯れ対策を進めていくということは大事だろうというふうに思うんです。ですから、今のこの松枯れ対策も早急に手を打たなきゃなりませんけれども、そういった先の見通しも持ちながら、松も育てていくという観点が大事かなと思いますので、ぜひ松枯れ対策とあわせて手を打っていただきたいというふうに思います。

**○内村委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** 以上で環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午後3時38分休憩

---

午後3時41分再開

**○内村委員長** 委員会を再開いたします。

まず、せんだっての高病原性鳥インフルエンザのときには、農政水産部の職員の皆様には大変御苦勞をかけたと思いますが、本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

それでは、報告事項についての説明を求めます。お願いします。

**○緒方農政水産部長** 農政水産部でございます。今日は、ブランド・流通対策室長の甲斐が、東京で開催しております行事のために出席かない

ませんで、当委員会を欠席させていただいております。よろしくお願いいたします。

まず初めに、私のほうからおわびを申し上げます。今月12日に、畜産試験場の非常勤職員が、住居侵入及び器物損壊の疑いにより小林警察署に逮捕されました。職員の服務規律の保持につきましては、日ごろから公私にわたって厳しく指導を行っているところでございますが、このような事件が発生いたしまして、まことに遺憾でございます。現在、容疑事実等を詳細に確認しておりまして、その結果を踏まえまして厳正に対処してまいりたいと考えております。

今後とも、職員の服務規律の一層の徹底を図りまして、再発防止に努めてまいる所存でございます。本当に申しわけございませんでした。

それでは、座って説明させていただきます。

今日は、国富町の次世代施設園芸団地、それから綾町の綾園芸を御視察いただきまして本当にありがとうございました。また、きのう開催されました宮崎SAP冬期大会につきましては、お忙しい中、内村委員長には御出席を賜り、ありがとうございました。

それでは、3点ほど御報告をさせていただきます。

先ほども委員長のほうからお話がありました高病原性鳥インフルエンザの発生についてでございます。

県におきましては、関係機関等と連携いたしまして、防疫体制を強化するなどの取り組みを行ってきたところでございますが、残念ながら、先月16日と28日の2度にわたって発生をいたしまして、委員の皆様には、大変御心配をおかけいたしました。また、委員長におかれましては、対策本部へ激励に来ていただいたり、消毒ポイ

ント等を御視察いただきまして、本当にありがとうございました。

先週の20日に2例目の移動制限区域を解除したところでございますけれども、引き続き、常在危機の意識の一層の徹底を図りまして、関係機関等と連携して万全の対策を講じてまいりたいと存じます。

2点目でございますが、ことし、本県で開催いたします第18回全国農業担い手サミットの日程が決まりまして、11月10日から11日ということで決定をいたしました。当イベントには、全国から約1,700名の農業者や関係者にお集まりをいただきまして、表彰式やパネルトークのほか、地域交流会等が行われるものでございます。詳細につきましては、2月議会での説明を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

3つ目でございます。昨日、農政審議会を開催いたしまして、第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の改定につきまして諮問をいたしました。今後、策定状況を報告させていただきますとともに、改定案について御審議をいただくこととなります。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それでは、委員会資料を1枚お開きいただきまして、目次をつけております。本日の報告内容は、建設工事における指名競争入札の試行状況等について、それから高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応状況についての2項目でございます。

詳細につきましては、それぞれ関係課長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。私からは以上でございます。

**○原農村計画課長** 農村計画課でございます。委員会資料の1ページをお開きください。

建設工事における指名競争入札の試行状況等

についてでございます。このことにつきましては、公共3部の取り組みであり、先ほど環境森林部のほうからも説明をさせていただいており、重複いたしますが、農政水産部からも簡潔に報告をさせていただきます。

まず、1の試行件数でございます。今年度の指名競争入札の試行につきましては、4月から通年で試行することとしており、平成26年12月末までに公共3部で223件の指名通知を行い、118件契約しております。

表をごらんいただきたいと思います。3,000万未満の対象工事の指名通知と契約件数について、一般競争入札の価格競争、総合評価と比較したもので、表の下半分には、25年度の試行結果を記載しております。

通知の指名競争入札の縦の欄をごらんください。26年度は、12月末段階で223件で、25年度より37件多くなっております。また、26年度の割合は29.6%と、対象工事の3割程度を試行しております。

なお、通知件数と契約件数の差35件の内訳は、その下の表のとおりでございます。見積もり期間中が11件、事後審査中が1件、入札不調が13件、不落が10件となっております。

次に、2の検証状況等についてでございます。平成25年度と比較しますと、平均落札率等は一般競争入札と同水準であり、また、工事現場に近い企業が受注する割合が高いなど、平成25年度とほぼ同じ傾向であり、公平性・透明性に係る問題も認められません。

今年度の改善事項でございます指名される企業の多様化につきましても、指名された企業の割合が増加しており、一定の効果が認められております。

また、指名された企業へのアンケートでは、

予定価格3,000万未満の工事について、76.9%の企業が併用または単独での指名競争入札の実施を希望しております。

下の表をごらんいただきたいと思えます。この表は、26年度と25年度の検証項目の数値を比較しており、欄外の米印にありますように、3方式の中で最も高い、または低い数値に網かけをしております。全体的に見てみますと、網かけ部の配列は25年度とほぼ同様となっております。

右側2ページをごらんください。1ページで示しましたデータの詳細でございます。項目ごとの説明は省略をさせていただきますが、区分の下から2つ目、透明性につきまして、(13)の不当な働きかけに関する情報並びに(14)の談合情報は報告されておられませんので、透明性は確保されているものと考えております。

最後に、今後の方針についてでございますが、引き続き、試行結果の検証に努めるとともに、関係団体との意見交換を行い、2月の定例県議会におきまして報告いたしたいと考えております。説明は以上でございます。

**○内村委員長** ここで委員の皆さんにお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますけれども、このまま継続して延長してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内村委員長** それでは、そのようにいたします。

**○久保田家畜防疫対策課長** 家畜防疫対策課でございます。委員会資料の3ページをごらんください。高病原性鳥インフルエンザの発生及び対応状況についてであります。

まず、1の概要であります。昨年12月に延岡市と宮崎市で発生いたしました2例の高病原

性鳥インフルエンザにつきましては、関係機関との連携によりまして、速やかに発生農場の防疫措置を終了させ、1月20日には、県内全ての制限区域を解除したところでございます。

次に、2の発生及び防疫措置の内容についてであります。発生農場につきましては、1例目、延岡市では、種鶏で3,870羽、2例目、宮崎市では、肉用鶏（ブロイラー）で4万2,155羽を飼養しておりました。

その下の経過としましては、まず、1例目でございますけれども、12月16日、夜中の2時20分、H5亜型との検査結果を受けまして、疑似患畜発生を確認しております。同日9時25分には殺処分を、19時30分には、埋却や農場の清掃・消毒等の発生農場における防疫措置を完了しております。その後、周辺農業の清浄性確認検査等を実施いたしまして、12月31日には、発生農場から半径10キロメートル以内の搬出制限区域を、1月7日には、半径3キロ以内の移動制限区域を解除したところでございます。

同様に、2例目につきましては、12月28日の深夜23時50分に発生を確認しております。その後、日付かわりまして、翌29日の早朝6時50分には殺処分を、14時50分には、発生農場における防疫措置を完了しました。その後、1月13日には、搬出制限区域を、1月20日には、移動制限区域を解除し、これをもちまして、県内全ての制限区域を解除いたしたところでございます。

その下の防疫措置の概要についてでございますが、まず、制限区域内の農場につきましては、1例目につきましては、大分県の1農場を含む3農場、2例目につきましては、60農場ありましたが、肉用鶏（ブロイラー）や卵の出荷等につきましては、早期に国との例外協議を進め、影響の低減に努めたところであります。

次に、制限区域内の関連施設につきましては、2例目の移動制限区域内に、食鳥処理場が1カ所ございましたが、12月30日には、国と事業再開の協議が整いまして、年明けの通常稼働日から操業を再開しております。

次に、農場防疫従事者数でございますが、1例目が202名、2例目が474人です。内訳でございますとおり、地元の市やJA等の御協力をいただき円滑に作業が進んだところでございます。

次に、消毒ポイントの設置数につきましては、一番多いときでございますが、1例目で12カ所、2例目で10カ所のポイントを設置したところでございます。

その下に、参考といたしまして、県外の発生状況を記載しております。

次に、4ページ目をごらんください。3の発生に伴う主な対応についてであります。まず、一番下に参考として、発生前の主な防疫対策を記載しております。(1)ですけれども、6月から11月にかけて、県内全ての養鶏農場を家畜防疫員が巡回指導しております。また、発生時のリスクが高まると言われる秋口以降は、防疫会議を開催し、防疫の徹底を図るように指導を強化してまいりました。さらには、防疫演習を実施し、万一の発生に迅速な防疫措置が行えるよう、事前の準備体制を確認してきたところであります。

このような中、今回の発生を受けまして、上段に戻っていただきまして、(1)の防疫対策につきましては、1)に記載しておりますが、県内全ての養鶏農場を対象といたしまして、これまで3回にわたり、電話で農場の防疫対策の徹底を指導したところでございます。

また、2)ですが、発生リスクが高いと考

えられる地域にある農場を対象としまして、再度、家畜防疫員の巡回による重点指導を実施したところでございます。

次に、(2)の野鳥対策につきましては、環境森林部におきまして、今回の発生農場周辺10キロ圏を野鳥監視重点区域として継続して監視を実施しますとともに、渡り鳥の被害の状況や野鳥のふん便調査等を引き続き実施している状況でございます。

最後に、(3)の影響緩和対策としましては、関係業者の相談窓口を設置しますとともに、養鶏農家への制度資金の対応、さらには、啓発文書やチラシによる風評被害対策を講じてきたところでございます。

発生に伴う防疫措置は終了したところでありますが、県内での発生リスクは依然として高い状況でございますので、1月22日には、再度、防疫会議を開催するなど、引き続き、強い警戒心をもって対応してまいりたいと考えております。説明は以上であります。

○内村委員長 執行部の説明が終了しました。

報告についての質疑はありませんか。

○丸山委員 鳥インフルエンザについて、特に防疫対策について。2例も発生したのは残念だったんですが、何で入ってしまったのかという。疫学調査、よくハエとか蚊とか、そういうのが、要因としてあるというふうに思っているんですが、何が原因で、何を今後もっと取り組むべきなのかというのは、まだ時間が足りないから難しいかもしれませんけれども、その辺のこと、わかっているらば教えていただきたいと思っております。

○久保田家畜防疫対策課長 原因究明につきましては、今、国の疫学調査チームのほうで検討がされて、原因につきましては、ある程度、現地調査も行われたところで、県もいろんな経過

等の提出も行っているところでございます。それで、国の疫学調査の専門家の方が2例とも現地調査に入られてますけれども、管理自体は良好な管理がなされている状況ということで。ただ、ウイルスがその中に入ったということは事実ですので、やはり、今回の原因——欠陥というのはまだ見えませんが——究明が、そこを踏まえた、今以上に細やかな対策、何かを足さなくちゃいけないという感じでは考えているところでございます。

**○丸山委員** 原因究明、確かにウイルスが入っているのは間違いないことですから、今後何をすればいいかというのは、やっぱり国の疫学調査もそうなんですけれども、何で宮崎だけ入ってしまうのか。また、知事選挙ごとに、見覚えがあって、何か釈然としない。鹿児島はあれだけツルが出ているのに、鹿児島県もかなりブロイラーは多いのに出ていない、何なんだろうなという思いがすごくあるもんですから、ここは改めて徹底的に、なぜ入ったのか、何ができなかったというのをやっていただきたいのと、鳥インフルの発生した後の消毒ポイントですね。3キロの範囲を、10キロやってみて、本当に効果があるのか。口蹄疫は何となくわかるんですけれども。だから、そういうものをもう少し国とも協議していただいて、この防疫ポイントの期間をもう少し。実際効果があるのかどうか。だから、今回、年末であったこともあって、非常に人員を少なく欠いたという思いがあるわけで。何か、国ともう少し、ほかの県でも何例か発生してますので、今後、発生した後の消毒ポイントについて、これでいいのかという、もう少し突っ込んで。何かもう一遍、改めて国のほうから発生した地域に協議してもらえないでしょうか。

**○久保田家畜防疫対策課長** 今、御指摘の部分ですけれども、これはなかなか難しいところがございますけれども。今まで本県で発生しておりますので、これで私たちも農家への指導も強化しておりますし、農家の方々も非常に対策されていて、本県養鶏農家の防疫意識が低いということはないと思っております。

ただ、前回23年、本県で13件起こったんですけれども、そのときに国の疫学調査で、なぜ宮崎が多かったのかと言われたわけですけれども、やはり、そこでは、鶏の農場の密度が高い、それとカモ類、渡り鳥の生息数が多いというふうなことが書かれております。

ただ、そういう状況にありましても、やはり発生させないというのが私たちの最終目的でございますので、長期的にはしっかり、まだ足りない部分というのは追加しながら取り組んでいきたいと思っております。

それと消毒ポイントにつきましては、国の防疫指針に記載されているように、発生農場から3キロ、10キロに置くようになっておりますので、ただ、本当にそれがうまく機能していたかということについては、やはり、私たちも検証していかなくてはいけないというふうには考えております。

**○丸山委員** 発生しないことが一番なんですけど、やっぱり発生したからには原因究明をしっかりやっていただくことが、まず大事だというふうに思いますし、本当にあれでいいのかなというのは、実際、多分やってらっしゃる方も思っているんじゃないかなと思うことがある。それこそ本当に上から落ちてくる感じなもんですから、3キロは何となくわかったにしても、10キロとなると、ちょっとイメージ的に何かおかしいような、ほかの県も恐らく防疫をやられてると思

いますので、そういう意見交換を踏まえて、国のほうに。実際、国の方々というのは、防疫は、消毒とかはやってない、現場では対応してないんじゃないかなと思いますので、現場の実際の機能をしっかり検証していただいて、ちゃんと伝えていただいて、そして、現実的に、これもしどどんふえていけば大変なことになりますので、対応できる体制を、実効ある防疫体制を検討するようお願いしたいと思います。

○緒嶋委員 鳥インフルエンザが発生した農家に対する補償というのはどういう形なんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 発生農家につきましては、殺処分した鶏、あるいは穴の中に埋めた餌でありますとか、そういう汚染物質として取り扱ったものにつきましては引当金が5分の4、それと、特別手当金として5分の1が追加されて、評価額は補償されるようになっております。また、農家の方々は互助基金という制度がありまして、そういうのに加入されれば、経営再開支援の補助金というお金も支給されるということになります。

○緒嶋委員 そういう全額補償されるというような形ですが、互助基金的なものは、やっぱり養鶏農家の皆さん全員入っておられるほうが安全対策というか、将来なんかでも、そういう経営をするために必要じゃないかと思うんですけども、それは、かなりそれに入っておる、全員は入っていないのかもしれませんが、そのあたりはどうですか。

○久保田家畜防疫対策課長 互助基金につきましては、かなりの加入率だというふうには聞いております。入っている方のほうが多いというふうに聞いております。

○緒嶋委員 それと、県職員や市職員、JAとか建設業とか、こういう人たちに対する手当と

いうか、こういう特別時間外手当やいろいろな含めて、このあたりはどういうふうになっておるんですか。

○久保田家畜防疫対策課長 申しわけないんですけども、今、県職員のほうでは、何か病気が起こったときに動員を回せということで約1,000名ぐらい用意しているんですけども、その方は特別手当といいますか時間外手当とか、そういうのは当然ありますけれども、ちょっと特別なほうについては今対応していないところです。

○緒嶋委員 これは徹夜でやるとか、いろいろ大変な苦労があるわけです。これは精神的なものも含めて容易じゃないと思うんです。けれども、こういうものを含めて、やはり、十分な手当というのは当然要求すべきだと思うし、建設業の皆さんでも、そういう必要経費というのは十分に見ておられるわけですか。

○久保田家畜防疫対策課長 建設業協会の方々については重機やら持ってきていただいて埋却の穴を掘っていただくということで、そこについては委託費を支払っているところです。

○緒嶋委員 それと岡山県の場合は自衛隊に出動を要請したというようなわけですが、宮崎県の場合は、これは口蹄疫でそれぞれいろいろな経験をされているので、県、市町村、JAのほうで対応できるということであるのと、羽数が少なかったということもあると思うんですけども、自衛隊に出動要請をするとかいう基準はあるわけですか。

○久保田家畜防疫対策課長 県のマニュアルのほうで、一応目安として10万羽を基本として自衛隊に要請をするというふうになっております。

○緒嶋委員 できるだけ発生がないほうがいいわけですので、今後、言われたとおり、発生リ

スクが高いと考える地域の養鶏農家の指導ということであれば、この指導を電話だけでいいのかという問題、電話で聞き取り、啓発したということ。やっぱりある程度、行くことによって、またいろいろと病気をうつすというようなおそれもあるから、なかなか難しいのかなと思うんですけれども、このあたりはこれでいいんですか。

**○久保田家畜防疫対策課長** 4ページの1番、参考の(1)に書いてますけれども、秋口のリスクが高まる前に全農場を直接、獣医師、家畜防疫員が伺ったというのが現実にございまして、それで、今回発生を受けまして、全農場については電話を行うということと、ここに書いてあります渡り鳥が近くにきているとか、過去にこの病気が起こっている地域というのは、地域的なリスクが高いんじゃないかなというふうに詮索いたしまして、ここについては、インフルエンザが起こっていた最中ですが、確かに巡回することに対するリスクというのはあるんですけれども、ここは、あえて直接伺って指導をしたところでございます。

**○緒嶋委員** それと、何かネットが破れて、修理するということもあるようであれば、夏場というか発生する前に、やっぱり徹底したチェックというか、そういうものはやっぱり徹底することが必要じゃないかと思うんです。発生して、慌てて、その対策を立てるといふ。そういう周年対策というか、そういうのは当然やっておられるわけですね。

**○久保田家畜防疫対策課長** やはり、発生してしまってからではなかなか巡回は難しいので、ここの巡回指導に、農場に直接行くことを夏場にやっております。

それで、特にブロイラーあたりは休舎期間も

ございますので、休舎の時期なら鶏舎の中に何度入っても薬が巻かれていますので。だから、休舎の期間に農場内に入ると金網の破けやらが非常にわかりやすいので、そういう対策で今やっているところですよ。

**○緒嶋委員** わかりました。まだ3月ぐらい、4月まで発生しないということでもないと思いますので、十分注視して、また発生がないようにしていただきたいと思っておりますけれども。建設工事指名競争入札試行状況について、これ、環境森林部のほうからも伺ったというけれども、これは公共3部が、それぞれ調整された後の報告だというふうに思いますが、2月議会で報告するというのをさっき聞いたんですけれども、報告するという事は、これをもう本格的に実施するかしないかということ、どっちかを報告するという事で、継続して試行しますということではないわけですね、これは。

**○原農村計画課長** 方針につきましては、少なくとも1月までの試行結果を見てみまして、また関係課に対しても意見を十分聞いた上で判断してまいりたいと思っております。

**○緒嶋委員** これを見る限りでは、判断するという事は、もう本格実施するという事、判断しかないと思うんですね。そういうことではないですね。

**○原農村計画課長** 申しわけありませんけれども、まだ、やるというような判断ではなくて、そこまでは至っておりません。

**○緒嶋委員** やるという判断じゃなくて、どういう判断ができる。

**○原農村計画課長** 今申しましたように、まだ1月までの検証結果が出ておりませんので、それも見まして、関係団体の意見を聞いて判断してまいりたいと考えています。

○緒嶋委員 判断は二通りあるわけですか。

○原農村計画課長 結果によっては、指名競争入札についてはやるやらない、そして、やる場合も、試行でやるのか、試行のままでいいのか、それとも試行をとるのかというような判断になるかと思っております。

○緒嶋委員 政策的には、3年間の試行をするというようなことは、私は瞬時に決断しないといかんと思うんです。それだから頑張っていたかないといかんわけですが、それを、やはり3年間も継続するということは。だから、私は、もうこれは関係団体の意見を聞くことは当然であります。やはり3年も試行するということはあり得ないというふうに私は思いますが、3年目も試行の可能性があるわけですか。

○原農村計画課長 現時点では、可能性としてはあると思います。

○緒嶋委員 環境森林部の判断とは大分違うけれども、それは環境森林部やらと相談された今の発言ですか。

○原農村計画課長 環境森林部のほうでどういうふうに判断されたかわかりませんが、現時点での判断でございます。

○緒嶋委員 これは、内閣なら不一致ということになる。部長さんが言われたけれども継続ということはないということと言われたわけです。だけれども、課長は、また継続もあり得るということであれば、それぞれの事業者では、まだ意見の一致を見ていないというふうに見えていいんですね。

○原農村計画課長 最終的な判断は、まだ出ておりません。

○緒嶋委員 そうすると、判断は出てないという中で、継続ということはある得んとじゃないかと私が言ったら、それはないということで、

どちらかに、試行をやめて本格的に運用するか、もうこれを一般競争だけにするかという2つに1つだろうということで、もう試行するという、継続ということはないという話だったが。

○原農村計画課長 まだ関係機関との意見交換も終わっておりませんので、私としては、そういう可能性はあり得ると考えております。

○緒嶋委員 少なくとも3部で結論を一つにせんと、私としてはということでは、県の方針なのか。課長の方針が県の方針ですか。

○原農村計画課長 決してそういうことではございません。

○緒嶋委員 責任ある発言をしなきゃ。責任ある発言とは言えん。

○原農村計画課長 どういう判断があるかということで私的な意見を申しました。申しわけございません。先ほどののは県の判断ではございません。

○緒嶋委員 この報告というのは、県の判断に基づいての報告じゃないわけですか。

○原農村計画課長 結論が現時点でまだ出ていないということで理解しております。

○緒嶋委員 結論は出ないということはわかるけれども、結論は三つはない。やるかやらんか、どっちかだというのが環境森林部の判断だったので、試行状況を続けるということはある得ないというふうに言われたわけですね。それで、課長は、まだ試行があり得るというように言われたので、そういうことの全体的な判断というのは一致していないのかと。

○原農村計画課長 3部ではまだ試行で、今委員が申されましたように、試行じゃなくて、やめるか本格実施というところまでは結論は出ておりません。

○緒嶋委員 試行が続くおそれがあるというこ

とを、課長は言いたいのか。

**○緒方農政水産部長** 現在、この指名競争入札の試行ということで、まだ完全に終わっていません。この試行を終わらして、しかも2年間やってきたということを前提として、最終的にどうするか。関係団体とも意見を聞いて、それでしっかりと公共3部の意見を統一して決定したいと考えております。

**○緒嶋委員** その中で、今後まだ3年目も試行するのかわからないのかということはどうかというわけです。

**○緒方農政水産部長** 2年間、試行をやってきました。こういうことはしっかり踏まえて考えたいと思いますので。3年目は、なかなか試行するというのはもはやという感じはしております。

**○緒嶋委員** 環境森林部はそういったんです。ところが、試行もあり得るような言い方を課長はするから。それと、委員会に報告するという事は、何らかの結論を出すから報告するわけであって、結論が出ないものは報告にはならんわけです。これから結論が出るということでの報告でないと、県の方針とはいえない。そこ辺を踏まえた答弁じゃないとおかしい。あくまでも2月議会で報告しますという以上は、結論を報告するという前提でないと意味がないわけです。継続するというふうな言い方はやめたほうがいい。

**○井上委員** 高病原性鳥インフルエンザの発生後の対応はお疲れさまでした。ファクスが来たたびに、本当に心痛みながら見ていたんですけれども。

先ほど、防疫の関係のことは、各農場との関係とかは見ておられますので、そこは丁寧にやっていただきたいなというふうに思っています。

ただ、私がちょっと心配だったのは、他県のところの対応がすごく心配で、うちはこうするだろうと思ったら、そのとおりやっていたので、その期間も短く、きちんとやっていたので、そう心配してないわけですが。他県に出た、特に山口で最初に出たときには、すごく心配したんですけれども。うちみたいに、発生して、それに対応したことがある県というのは、そことの連携みたいなものというのは、各県とは丁寧にやっておられるんでしょうか。そこがちょっと知りたくて。

それで、逆に飛んでくるとか、最近では気候が早くなっていて、もう随分、渡り鳥が帰っているというふうには聞いているので、そういうニュースは地球温暖化とも含めて何かいろいろあるんですけれども、でも、北へどんどん帰りつつあるというのを聞くと、それなりのあれはあるんですけれども。他県との連携、そういうもの、そのノウハウをきちんと教えてあげるといようなことはやっておられるんでしょうか、そこを教えてください。

**○久保田家畜防疫対策課長** 特に九州管内におきましては情報の共有でありますとか、そういう連携というのはできております。

それと、各県知りたいところが違いますので、不明な点があったら問い合わせがあったり答弁をしております。

それと、特にうちの県は経験がございますので、各県からの講師依頼というのがよくあります。例えば、違う県の防疫研修の中で講師をしてくれとか、そういうのは結構あるんですけれども、そこについては断ることなく、家畜保健所の職員等で、全国で対応できる体制をとっております。

**○井上委員** 別にほかの県を誹謗中傷している

わけではないんですけれども、山口のあれで、うちに聞いてくれよという感じなところが、いかに早くそれを抑え込んでいくかということ、とても大事なので、だから、そういうもののノウハウを、国も含めてそうなんだけれども、そういう危機管理ということについての共有というか、情報の共有というのをきちっとやっていただくと、見てて、同じペースだなと思うと安心するんだけど、ええとかと思うようなニュースが入ってくると心配なんです。だから、そこをきちんと確認を求めていると思うし、そして、宮崎はそのノウハウは高いわけだから、そのノウハウをしっかりとって他県にも広げていっていただきたいと思います。

だから、うちは発生させないということが問題だけれども、発生後の対応というのは、うちはしっかりしているので、そこについては余り心配はしてないんですけれども。だから、そこをきちんと、国もそれを見て、現場にいる人のほうが強いわけだから、現場にいる人たちの声をしっかりと入れてもらえるようにしていただきたいなというふうに思っております。

本当にお疲れさまでした。ありがとうございます。

**○前屋敷委員** 比較的早くに収束をして、本当によかったと思います。移動制限があったり搬出制限が一定期間はあったんですけれども、発生農家だけでなく、被害が出たという農家があるんですか。

**○久保田家畜防疫対策課長** 移動の制限を受けた農家につきましては、卵やブロイラーの出荷とかあるんですけれども、国と例外協議を行ってできるだけ早く入れられて、移動を食い止めるということで対応したところでございます。ブロイラーにつきましては、出荷予定日という

のは決まっていますので、それで、きちっとそのスケジュールを狂わさないようにということで、国と例外協議を行っております。

ただ一点、一例目につきましては、疫学関連ということで、発生農場と同じ、トラックで運んでいるということで、4軒の農家さんが移動制限を受けたわけなんですけれども、ここにつきましては、若干、卵検査、ウイルスの部分であるというか、抗体検査であるとか、そういう検査の間、とまったものですから、それについてはちょっと廃棄が出ております。それにつきましては、家畜伝染病予防法で移動制限に伴う損失した鶏卵や掛かり増し経費につきましては補償する制度がございますので、今、国と協議をしているところです。

**○前屋敷委員** 最低でも、その補償については行われるということですね。

**○内村委員長** この鳥インフルエンザの関係で対応された職員の方で身体的に体調を崩されたとか、そういう方はいらっしゃいませんか。

**○久保田家畜防疫対策課長** 夜中の作業になりましたので、また次のグループを入れたんですけれども、やはり最初の作業班が場所への移動とかで、多分一睡もされてないような状況があったというふうに思います。それで、数人の方において風邪というか、体調を崩されたということをお聞きしております。

**○内村委員長** もう、その後は安定していらっしゃるという考えでよろしいでしょうか。それを引きずっていらっしゃる方とかは。

**○久保田家畜防疫対策課長** それ以降は聞いておりません。

**○内村委員長** 大変な作業だったと思いますけれども、県の皆様も健康管理をなさって、注意

し合っていたきたいと思います。以上です。

その他何かありませんか。よろしいですか。

**○丸山委員** その他ということで、7月27日に、PEDの発生が見られたんですけれども、なかなかとまらないんですが、その対策がどうなっているのかというのを改めてお伺いしたいのと、あと防疫マニュアルが変わったことによって養豚農家から、もう少しこれは改善した方がいい等のそういう苦情めいたものがあるのかなのか、それを教えていただきたい。

**○久保田家畜防疫対策課長** PEDにつきましては、昨年12月以降、再発の傾向がございまして、今のところ7農場が発生していると、12月に3農場、1月に4農場という形で出ております。

それで、対策につきましては、マニュアルが変わった10月以降、各地域でマニュアルの周知を図るということで、マニュアル周知もされたんですけれども、発生防止対策についても各地域で集会等を行ってきたところでございます。それで、現在、国のマニュアルが、運用される中で一番大きいのが、発生情報の共有ということで、発生農場の場所と農場名を、例えば家保単位の農家さんには全て周知するということや、業者さんとか屠畜場についてもその情報を共有して、今までも御意見いただいたところでございますので、その部分についてはきちんとやっています。

それで、今、発生農場の情報の共有化をしますので、ちょっと前に進みまして、発生農場の方の屠畜場の出荷について、そういうところも含めて隣接の農場でできないかということで細かく協議をしているところでございます。マニュアルの中で、特に大きな情報の共有につきましては今のところ養豚農家さんからの苦情でありま

すとか、私のところにちょっとした苦情的なことについては聞こえてきていない状況でございます。

**○丸山委員** この状況については発生が少なくなるよということ。このマニュアル、特別防疫地域の指定というのがあるんですが、それはどの程度まで。今まさに発生しつつあるものですから、日南市が5農場、都城市が6農場、綾町が2農場など、重なっていますので、どの程度まですれば特別指定というふうに認識しようということなんですか。

**○久保田家畜防疫対策課長** マニュアルでは2週間程度発生が続くとか、密集地域での発生等もあって判断するというふうになっているところ。だから、うちの県の状況等を見ますと、日南市あたりでは、結構前から続いているものがあるんですけれども、今マニュアルが変わりまして、症状がなくなって8週間経過しないと、非発生農家とか、正常農家という扱いをされないというのがありまして、日南市が今、1農場がもう8週間過ぎて復帰したり、ほかの農場も症状があるところもありますけど、今のところは、まだあえて指定せずに、農場個々の対策で対応しているところであります。

**○丸山委員** ワクチン関係は、在庫を含めてどのような状況ですか。

**○久保田家畜防疫対策課長** ワクチン関係につきましては、国のほうの要請がありまして、希望される方について、不足する状態は脱しています。全体的には県内で8割ぐらいの接種率ではないかというふうに言われております。

**○内村委員長** ありがとうございます。

**○丸山委員** 実は、きょう午前中に次世代型ハウスを視察したんですけど、今、重油が下がってきて、コストが合わなくなっている状況

で本当に大丈夫なのかと心配をしています。バイオマス発電がどんどん広がっていくことによって、稼働することによって、チップの価格が上がっていくんじゃないかと想定され、片や畜産用おが粉の価格も上がってきている話をきいているものですから。環境森林部と農政水産部が色々調整会議をやってもらっているということなんですけど、調整会議だけをやるんじゃないかと、実際、本当に農家のコストが上がってしまうというのが懸念されていると思うんですけども、農政水産部の具体的な対策として、チップが上がらないように何か助成するようなことができるのか。宮崎が結構、バイオマス発電の多い地域だから、ほかの県はなかなかそういうような状況ではないと。宮崎特有ではないかと。その辺のことをどのように、県として、農政サイドとして、今後取り組もうと考えられているのか、回答があればお聞かせください。

**○日高農産園芸課長** 今委員から御指摘いただき、またきょう午前中に見ていただきました。そういう中で、いろいろ御意見等をいただいたということでございます。現状を申し上げますと、重油価格が80円台を切るか切らないかという状況が一つある、もう一つ、ペレット価格につきましては、御案内のとおり、大体県内で46円程度が供給価格ということになってございまして、重油1リッターと比較いたしますと、先ほど申し上げましたとおり、重油の方が80円程度、それとあとペレットのほうが大抵92円程度、90円ちょっと超えるぐらいというような状況で、一時期からしますと逆転しているというふうな状況でございます。

本県といたしましては、やはり施設園芸の主産地ということで、将来的にはやはり、施設園芸として、本県の農業、農家の所得を確保して

いかなければいけないという考えでおりまして、そういった中では、いかに低コストな、ペレット燃料となる原料を確保するかというのが一番大事だと考えてございます。

委員から御指摘いただきましたように、これまで環境森林部とも連携を取りながら、いかに効率的に材を、例えば間伐材を運び出すとか、いかにコストを下げるかというところの取り組み等も進めてきているところなんですけれども、やはり、これからは価格をある程度、例えば35円とか40円とか、そういうペレット1キロ当たりの目標価格というのを定めて、それに向けて具体的にどういう取り組みをしていくかということ始めていかなければならないということを考えてございます。

いずれにしても、価格を定めていって、木質バイオマス、石油からの転換というものについては、将来的に長い目で見ますと確実に間違いないという考えでございまして、この取り組みを進めて安定させていくためにも、低コストな原料を確保しつつ、それを安定的に供給する体制というものをしっかりつくっていかねばいけないと考えます。

**○坊園畜産振興課長** 畜産分野ですけれども、畜産分野のほうではおが粉というのは飼料に使ってまして、牛の肥育、それから豚の肥育に使ってまして、畜産になくはならない資材でありますけれども、委員がおっしゃるように、ここ最近、量が足りなくなった、それから値段が上がってきているという話がありまして、環境サイドと連携しながら詳細な調査なり、今後どうするかということを進めておる段階でございまして、先ほど日高課長が申しましたように、いかに安定的に供給していくか、そこが大事だと思っております。材が上がることについては、コス

ト的などところがあると思うんで、そこを上がらないようにするためにはどのくらいのコストだったら供給できるか、そこを検討しながらやっていきたいと思います。

○丸山委員 ぜひ、環境サイドともしっかり連携をとっていただかないと、農政サイドが幾らやってもなかなか厳しい状況であるというふうに思っているものですから。これが一番響くのは、農家のコストが上がってしまって経営が成り立たないという非常に困った状況になりかねないものですので、ここは真剣というか、何らかの体制をしっかりとっていただけのようにお願いします。

○内村委員長 ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 ないようですので、以上をもって、農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後4時35分休憩

---

午後4時36分再開

○内村委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内村委員長 以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後4時36分閉会